第十六・十三条　費用

各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁裁判手続に参加する費用を負担する。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所のその他の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十六・十四条　言語

全ての仲裁裁判手続並びに仲裁裁判所に提出される全ての文書及び情報は、英語によるものとする。

第十七章　最終規定

第十七・一条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十七・二条　附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第十七・三条　改正

1　この協定は、両締約国間の書面による合意により改正することができる。

2　1に規定する改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならず、その効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換することにより、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

3　2の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。

(a)　附属書一（ただし、統一システムの改正に伴う改正であって、附属書一の規定に従って一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものに限る。）

(b)　附属書二

(c)　附属書三

第十七・四条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第十七・五条　終了

いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

第十七・六条　正文

1　この協定は、日本語、モンゴル語及び英語をひとしく正文とする。

2　1の規定にかかわらず、

(a)　(i)　附属書一第二編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii)　附属書一第三編は、ひとしく正文であるモンゴル語及び英語により作成される。

(b)　(i)　附属書六第一編A及び第二編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii)　附属書六第一編Bは、ひとしく正文であるモンゴル語及び英語により作成される。

(c)　(i)　附属書七第一編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii)　附属書七第二編は、ひとしく正文であるモンゴル語及び英語により作成される。

(d)　(i)　附属書八第一編及び附属書九第一編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii)　附属書八第二編及び附属書九第二編は、ひとしく正文であるモンゴル語及び英語により作成される。

3　正文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年二月十日に東京で、日本語、モンゴル語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
安倍晋三

モンゴル国のために
チメド・サイハンビレグ

附属書一（第二章関係）　第二・四条の規定に関する表

第一編　一般的注釈

1　第二・四条の規定の適用に当たっては、次編第二節及び第三編第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。

(a)　表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定の効力発生の日に無税とする。

(b)　表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c)　表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d)　表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e)　表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f)　表の4欄に「B10＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、十一年目の初日に、基準税率から無税までの引下げにより撤廃する。

(g)　表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(h)　表の4欄に「B20」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの二十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(i)　表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って削減する。

(j)　表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(k)　表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品は、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、当該原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って交渉する。

(l)　表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2　この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。

3　この附属書における記載は、二千十二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

4　この附属書の適用上、「基準税率」とは、各締約国の表の3欄に定める税率であって、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。